

山梨県立青少年センターの指定管理者の候補者について

山梨県立青少年センターの指定管理者の候補者については、山梨県教育委員会指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、次のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行う見込みです。

1 公の施設の名称	山梨県立青少年センター
2 指定の期間	令和5年4月1日～令和9年3月31日
3 応募団体	・公益財団法人 山梨県青少年協会
4 指定管理者の候補者	名称：公益財団法人 山梨県青少年協会 住所：甲府市川田町517番地
5 候補者の選定理由	<p>(1) 選定理由・講評等</p> <p>候補者（公益財団法人山梨県青少年協会）の提案は、安全で安心な活動の場や多種多様な体験の場の提供により、青少年の健全育成を図るなど県が示した管理運営の方針に合致するものと認められる。</p> <p>また、長年の経験に基づく施設維持管理の的確性、安定的な運営が可能となる体制について期待できると評価した。</p> <p>なお、施設内容の変更に伴い、収支計画に基づいた管理を行うとともに、これまでの実績で培われた地域や関係機関との連携により更なる施設運営の向上を図ることを求めたい。</p> <p>(2) 選定基準及び採点結果は別紙のとおり</p>
6 指定管理者選定委員会の概要	<p>(1) 委員会の構成</p> <p>委員長：(一社)山梨県中小企業診断士協会会長 市川 勝茂 委員：甲府市スポーツ少年団常任委員 遠藤 貴美恵 (山梨県スポーツ少年団前副本部長)</p> <p>委員：山梨県総務部行政経営管理課長 小林 洋一 委員：(公財)山梨総合研究所調査研究部長 佐藤 文昭 委員：野中孝憲公認会計士・税理士事務所代表 野中 孝憲</p> <p>(2) 審査日時</p> <p>第1回：令和4年6月28日 概要：募集要項、審査方法、審査基準等の決定</p> <p>第2回：令和4年9月30日 概要：応募団体ヒアリング、提案内容審査</p> <p>第3回：令和4年10月13日 概要：指定管理者候補者の選定</p>

○採点結果

選定基準	審査項目	配点	公益財団法人 山梨県青少年協会
1 青少年センターの管理運営の方針等の総合的な事項	青少年センターの設置目的及び県が示した管理の方針	5	4.3
	収支計画の内容、的確性及び実現の可能性	5	3.3
2 事業計画の内容が青少年センターの効用を最大限に発揮できるものであること	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	10	6.5
	地域貢献による事業効果	5	3.8
	市町村との連携による事業効果	5	3.3
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	7.5
	施設運営の課題に対する事業効果	10	6.5
3 青少年の健全育成に関する事項の推進を図るものであること	事業の考え方、具体的手法及び期待される効果	5	3.8
4 事業計画の内容かつ青少年センターの適正かつ効率的な維持管理を図ることができるものであること	施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	5	4.0
	施設の維持管理の効率性	5	3.8
5 県民の平等な利用を確保することができるものであること	平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5	3.8
6 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基盤を有していること	安定的な運営が可能となる人的能力	5	4.0
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	5	3.8
7 青少年センターの管理運営に係る経費	施設の管理運営に係る経費の内容	20	20.0
合 計		100	78.4

○提案価格〔4か年〕

候補者 308,137千円（参考：4か年の平均 77,034千円）

※ 選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。